

(別添資料)

石綿を使用している工作物に係る大気汚染防止法施行令等の改正案の概要

1. 背景

石綿による健康被害に係る問題については、平成17年7月以降、政府部内において「アスベスト問題に関する関係閣僚会合」が開催され、同年12月27日に開催された第5回会合において、「アスベスト問題に係る総合対策」が取りまとめられたところです。この間、隙間のない健康被害者の救済等と併せ、今後の被害を未然に防止するための対応について関係府省において検討が行われ、大気汚染防止法等の改正が総合対策に盛り込まれました。

このような経緯を踏まえ、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」が平成18年2月3日に成立、2月10日に公布されました。大気汚染防止法の一部改正については、石綿粉じんによる大気汚染の防止を徹底するため、石綿が使用されている建築物に加え、石綿が使用されている工作物についても解体作業等による石綿粉じんの飛散を防止する対策を義務づけることとなったものです。

現在、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律」の施行に向け、石綿を使用している工作物に係る規定を整備するため、大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「施行令」という。)及び同法施行規則(昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という。)の一部改正を行うことを検討しています。

2. 改正案の内容

(1) 施行令の一部改正

ア 特定粉じん排出等作業の対象範囲の拡大

【大気汚染防止法第2条第12項、施行令第3条の4】

特定粉じん(石綿)を発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料(吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材又は耐火被覆材)が使用されている建築物の解体、改造又は補修する作業が、従来規制対象であったところですが、この「建築物」を「建築物その他工作物(以下、「建築物等」という。)」とします。

イ 報告の徴収及び立入検査の対象範囲の拡大

【大気汚染防止法第26条第1項、施行令第12条第7項】

環境省、都道府県及び政令市が行うことのできる報告の徴収及び立入検査の対象となる「建築物」にその他の工作物を追加し、「建築物等」とします。

(2) 施行規則の一部改正

ア 届出書の様式等の改正

【大気汚染防止法第18条の15、施行規則第10条の4、第13条第4項】

特定粉じん排出等作業実施届の届出事項に工作物に関する事項を追加します。また、建築物と同様にその他の工作物についても、複数の特定粉じん排出等作業の届出が同一の工作物において行われる場合は、一つの届出書によってまとめることができることとします。

イ 作業基準の改正

【大気汚染防止法第18条の14、施行規則第16条の4、別表第7】

特定建築材料が使用されているその他の工作物を解体、改造又は補修する作業に係る作業基準については、建築物に係る作業基準の内容と同様とします。

ウ 立入検査における身分証明書の様式の改正

【大気汚染防止法第26条第3項、施行規則第19条】

大気汚染防止法第26条において、「建築物」が「建築物等」に改正されたことに伴い、同条を抜粋している箇所を改めます。

(3) 経過措置

改正政令により新たに追加される工作物に係る特定粉じん排出等作業が、改正政令施行時に現に行われている場合の当該作業については、作業基準の遵

守義務(大気汚染防止法第 18 条の 17)及び作業基準適合命令等(大気汚染防止法第 18 条の 18)の規定を適用しません。

(4) 施行期日

施行日は、平成 18 年 10 月 1 日とします。

(注) 【 】内の条文は、根拠となる法令の条項です。